

諮問日：令和 2 年 6 月 29 日（諮問第 85 号）
答申日：令和 3 年 7 月 26 日（答申第 47 号）
事件名：生活保護費用返還決定についての審査請求事件

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年 12 月 6 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく生活保護費用返還決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第 2 事案の概要

- 1 平成21年 9 月 24 日、処分庁は、審査請求人に対する保護を開始した。
- 2 平成30年 5 月 25 日、審査請求人は、支払開始年月を平成25年 4 月とする企業年金連合会老齢年金の裁定を受けた。
- 3 平成30年 5 月 31 日、審査請求人は、受給権発生日を平成29年 8 月 1 日とする老齢基礎・厚生年金の裁定を受けた。
- 4 平成30年 6 月 20 日、処分庁は、審査請求人に対し、7 月分以降保護費の支給月額を〇〇〇〇円とする生活保護法第25条第 2 項に基づく保護の変更決定を行った。
- 5 平成30年 7 月 3 日、審査請求人は、処分庁に対し、企業年金連合会老齢年金〇〇〇〇円（平成25年 4 月～30年 5 月）を 7 月 2 日に受給したことを内容とする収入申告書を提出した。
- 6 平成30年 7 月 5 日、〇〇〇〇市長は、審査請求人に対し、上記 4 の決定に基づき平成30年 7 月分定例支給として、〇〇〇〇円（内訳：本人口座〇〇〇〇円、市営住宅家賃〇〇〇〇円、浄化槽代〇〇〇〇円、水道代〇〇〇〇円、介護保険料〇〇〇〇円）を支給した。
- 7 平成30年 7 月 12 日、処分庁は、審査請求人に対し、8 月分以降保護費の支給月額を〇〇〇〇円とする生活保護法第25条第 2 項に基づく保護の変更決定を行った。
- 8 平成30年 7 月 20 日、審査請求人は、処分庁に対し、老齢厚生・基礎年金〇〇〇〇円（内訳：〇〇〇〇）を 7 月 13 日に受給したことを内容とする収入申告書を提出した。
- 9 平成30年 7 月 23 日、処分庁は、審査請求人に対し、上記 8 の収入申告を受けて、「〇〇〇〇の老齢基礎厚生年金の認定による。」との理由を付し、保護の変更の時期を 7 月 1 日として、保護費の支給月額を〇〇〇〇円減額した〇〇〇〇円とする生活保護法第25条第 2 項に基づく保護の変更決定を行い、同保護決定（変更）

通知書において、過支給額〇〇〇〇円の返納を通知した。

- 10 平成30年7月23日、処分庁は、審査請求人に対し、8月分以降保護費の支給月額を〇〇〇〇円とする生活保護法第25条第2項に基づく保護の変更決定を行った。
- 11 平成30年8月3日、〇〇〇〇市長は、審査請求人に対し、上記10の決定に基づき平成30年8月分定例支給として、〇〇〇〇円(内訳：本人口座〇〇〇〇円、市営住宅家賃〇〇〇〇円、浄化槽代〇〇〇〇円、水道代〇〇〇〇円、介護保険料〇〇〇〇円)を支給した。
- 12 平成30年8月17日、審査請求人は、処分庁に対し、国民年金、厚生年金〇〇〇〇円(6・7月分)を8月15日に受給したことを内容とする収入申告書を提出した。
- 13 平成30年8月22日、処分庁は、日本年金機構および企業年金連合会に対し、審査請求人の年金受給状況について、生活保護法第29条に基づく年金・恩給調査を依頼した。
- 14 同日、処分庁は、審査請求人に対し、老齢基礎厚生年金の認定替えを理由に、同年7月分、8月分および9月分以降の保護費について、それぞれ支給月額を〇〇〇〇円増額し、7月分は〇〇〇〇円、8月分および9月分以降は〇〇〇〇円とする生活保護法第25条第2項に基づく保護の変更決定を行い、7月分および8月分の保護費をそれぞれ〇〇〇〇円追給することとした。
- 15 平成30年8月28日、〇〇〇〇市長は、上記14の変更決定に基づき審査請求人に緊急支払いをするため〇〇〇〇円を資金前渡員に支払った。
- 16 平成30年9月5日、〇〇〇〇市長は、審査請求人に対し、上記14の決定に基づき平成30年9月分定例支給として、〇〇〇〇円(内訳：本人口座〇〇〇〇円、市営住宅家賃〇〇〇〇円、浄化槽代〇〇〇〇円、水道代〇〇〇〇円、介護保険料〇〇〇〇円)を支給した。
- 17 平成30年9月6日、処分庁は、審査請求人に対し、10月分以降保護費の支給月額を〇〇〇〇円とする生活保護法第25条第2項に基づく保護の変更決定を行った。
- 18 平成30年9月7日、処分庁は、日本年金機構から上記13の依頼に対する回答を得た。
- 19 同日、処分庁は、上記18の回答および〇〇〇〇市〇〇〇〇課からの企業年金に関する情報を受け、審査請求人に対し、「〇〇〇〇の老齢基礎厚生年金の削除による。〇〇〇〇の企業年金の認定による。」との理由を付して、保護の変更の時期を7月1日として、保護費の支給月額を〇〇〇〇円増額した〇〇〇〇円とする生活保護法第25条第2項に基づく保護の変更決定を行い、同保護決定(変更)通知書において、次回支給日に〇〇〇〇円を追給することを通知した。
- 20 平成30年9月7日、処分庁は、審査請求人に対し、生活保護法第63条に基づき、「老齢基礎厚生年金の遡及受給による。」との返還決定理由を付した生活保護費返還決定(通知書番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号、返還決定額：〇〇〇〇円)を行い、審査請求人に通知した。

- 21 同日、処分庁は、審査請求人に対し、生活保護法第63条に基づき、「企業年金の遡及受給による。」との返還決定理由を付した生活保護費返還決定（通知書番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号、返還決定額：〇〇〇〇円）を行い、審査請求人に通知した。
- 22 平成30年9月14日、処分庁は、企業年金連合会から上記13の依頼に対する回答を得た。
- 23 平成30年10月5日、〇〇〇〇市長は、審査請求人に対し、上記17の決定に基づく平成30年10月分定例支給および上記19の決定に基づく7月分の追給として、〇〇〇〇円（内訳：本人口座〇〇〇〇円、市営住宅家賃〇〇〇〇円、浄化槽代〇〇〇〇円、水道代〇〇〇〇円、介護保険料〇〇〇〇円）を支給した。
- 24 平成30年10月5日、処分庁は、審査請求人に対し、11月分以降保護費の支給月額を〇〇〇〇円とする生活保護法第25条第2項に基づく保護の変更決定を行った。
- 25 平成30年10月23日、審査請求人は、上記21の生活保護費返還決定に応じ、〇〇〇〇円を返還した。
- 26 平成30年11月5日、〇〇〇〇市長は、審査請求人に対し、上記24の決定に基づき平成30年11月分定例支給として、〇〇〇〇円（内訳：本人口座〇〇〇〇円、市営住宅家賃〇〇〇〇円、浄化槽代〇〇〇〇円、水道代〇〇〇〇円、介護保険料〇〇〇〇円）を支給した。
- 27 平成30年11月6日、処分庁は、審査請求人に対し、追給額の戻入を理由に、平成30年11月分の保護費の支給額を〇〇〇〇円減額する生活保護法第25条第2項に基づく保護の変更決定を行い、同月7日、〇〇〇〇市長は、上記15において資金前渡員に支払った同年7月分および8月分の保護費各〇〇〇〇円（合計〇〇〇〇円）から、〇〇〇〇円の戻入を受けた。
- 28 平成30年11月6日、処分庁は、審査請求人に対し、戻入した追給額の再支給を理由に、平成30年11月分の保護費の支給額を〇〇〇〇円増額する生活保護法第25条第2項に基づく保護の変更決定を行い、同月16日、〇〇〇〇市長は、同年11月分の保護費の追給額〇〇〇〇円を審査請求人の口座に振り込んだ。
- 29 平成31年3月15日、審査請求人は、上記20の生活保護費返還決定に応じ、〇〇〇〇円を返還した。
- 30 令和元年5月13日、処分庁は、審査請求人に対し、生活保護法第63条に基づき、「高齢基礎厚生年金の遡及受給による。」との返還決定理由を付した生活保護費返還決定（通知書番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号、返還決定額：〇〇〇〇円）を行い、審査請求人に通知した。
- 31 令和元年12月6日、処分庁は、審査請求人に対し、生活保護法第63条に基づき、上記30の返還決定の理由を変更し、「平成30年7月分収入申告額の根拠資料の提出を主に求めたが、提出がなかったので申告額で認定した結果、過支給が生じたため。」との返還決定理由を付した生活保護費返還決定（通知書番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号、返還決定額：〇〇〇〇円。以下「本件処分」という。）を行い、

審査請求人に通知した。

- 32 令和元年12月19日、審査請求人は、滋賀県知事に対し、本件処分を取り消すとの裁決を求める審査請求をした。

第3 関係する法令等の規定

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）

ア 第1条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

イ 第8条（基準及び程度の原則）

第1項

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

第2項

前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

ウ 第25条（職権による保護の開始及び変更）

第2項

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

エ 第29条（資料の提供等）

第1項

保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- 一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏

名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

第2項

別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

オ 第37条の2（保護の方法の特例）

保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項本文若しくは第三十三条第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、第三十二条第二項、第三十四条第六項（第三十四条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項の規定により被保護者に対して交付する保護金品又は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第二百二十九条第一項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。

カ 第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(2) 生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）

第3条（保護の方法の特例）

法第三十七条の二に規定する被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる費用とし、同条に規定する政令で定める者は、同表の上欄に掲げる費用の額に相当する金銭について、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

支払うべき費用であつて政令で定めるもの	政令で定める者
法第三十一条第三項の規定により交付する保護	当該被保護者に対し当該

金品により支払うべき費用であつて、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるもの	費用に係る債権を有する者
法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金の償還に係るもの	当該被保護者に対し当該貸付金に係る債権を有する者
法第三十三条第四項の規定により交付する保護金品	当該被保護者に対し法第十四条各号に掲げる事項の提供に係る債権を有する者
法第三十七条の二に規定する介護保険料	当該被保護者を被保険者とする市町村及び特別区

- (3) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

1 収入に関する申告及び調査

- (3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。

3 認定指針

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

- (ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

- (4) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)

第8 収入認定の取扱い

1 定期収入の取扱い

(4) 恩給、年金等の収入

- ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給され

る年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。

2 収入として認定しないものの取扱い

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ 次のいずれかに該当する就学資金

(ア) 高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額

(イ) 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の就労や早期の保護脱却に資する経費にあてられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに必要な最小限度の額

(ウ) 大学等への就学のため、第1の5による世帯分離又は、大学等への就学にあたり居住を別にすることが見込まれる世帯について、大学等への就学後に要する費用にあてるための貸付資金

ウ 医療費又は介護等費貸付資金

エ 結婚資金

オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの

(ア) 住宅資金又は転宅資金

(イ) 老人若しくは身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により損害を受けた者が、当該災害により生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸付資金

(ウ) 配電設備又は給排水設備のための貸付資金

(エ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

(オ) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入する

ための貸付資金

(カ) 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金

- (4) 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。

また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。

第10 保護の決定

2 保護の要否及び程度の決定

- (8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を發して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）
- (5) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)

第8 収入の認定

問40 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

- (1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかっ

た場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

- (2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費
- ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の更生資金の貸付限度額に相当する額
 - イ 当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額
 - ウ 当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の療養・介護資金の貸付限度額に相当する額
 - エ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の住宅資金の改修費の貸付限度額に相当する額
 - オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額
 - (ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額
 - (イ) 当該経費が義務教育を受けている児童の就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費等、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額
 - (ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費（高等学校等就学費を除く）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費等を含む。貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）
 - (エ) 当該経費が大学等への就学後に要する費用にあてられる場合は、授業料や生活費その他就学のために必要と認められる最小限度の額（当該取扱いは、大学等への就学後に要する費用にあてることを目的とした貸付金や恵与金を当該大学等に就学する者が高等学校在学中に受ける場合に限る。）
 - カ 当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額
 - キ 当該経費が弔慰に当てられる場合は、公害健康被害の補償等に関

する法律による葬祭料の額

ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であつて、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額

ケ 当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額

コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額

サ 当該経費が次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」に充てられる場合は、本通知第8の58の2の2の(1)から(5)までのいずれかに該当し、同通知の取扱いに準じて認定された最小限度の額

シ 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還額

(6) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）

1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい。

③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。）

④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであ

って、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。

(2) 遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて

年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。

そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。

(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

① 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること

② 当該費用返還額は原則として全額となること

③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。

(7) 行政手続法（平成5年法律第88号）

第14条（不利益処分理由の提示）

第1項

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

第3項

不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

(8) 民法（明治29年法律第89号）

ア 第705条（債務の不存在を知ってした弁済）

債務の弁済として給付をした者は、その時において債務の存在しないことを知っていたときは、その給付したものの返還を請求することができない。

イ 第708条（不法原因給付）

不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない。ただし、不法な原因が受益者についてのみ存したときは、この限りでない。

(9) 刑法（明治40年法律第45号）

ア 第156条（虚偽公文書作成等）

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

イ 第223条（強要）

第1項

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の審査請求書および反論書における主張

(1) 審査請求人は、令和元年5月13日、〇〇〇〇市福祉事務所から生活保護法第63条返還金による返還金決定を受けた。

しかし、「返還の理由に、私が提出した申告額で認定した結果、過支給が生じたため」とありますが、私が提出した平成30年7月分収入申告書2通の内容は、根拠資料というところの企業年金裁定通知書、基礎年金支払通知書と全く同じであり、誤りが生じるとは思われぬ。

平成30年7月分の収入申告額から生じた過支給額は、企業年金〇〇〇〇円と老齢厚生基礎年金〇〇〇〇円です。その内、添付の領収書にあるように、企業年金〇〇〇〇円、老齢厚生基礎年金〇〇〇〇円は、返還済みであり、残る過支給額は、企業年金〇〇〇〇円です。返還決定通知書にある〇〇〇〇円ではありません。

また、企業年金〇〇〇〇円の資力発生日は、平成30年7月2日であり、基礎年金〇〇〇〇円は、平成30年7月13日です。

また、誤った認定があって、それが、生活保護法第1条に違反する場合は、誤った認定と判明した時点で、取り消されなければならない。

- (2) 処分庁は、平成30年7月1日付で収入認定した〇〇〇〇円の返還を求めているが、この請求金額は、収入がないのにあると認定していて、返還は不能である。最初に認定したときはあったのだが、私の実際の〇〇〇〇円の収入が、別途、生活保護法第63条での返還と変更されたときにこの7月1日付の認定は、収入がないのにあるとされたものになった。生活保護利用者には返還不能である。生活保護法第1条にも反していて不当である。また論外である。処分庁の見識を疑う。請求すべきではない。この処分は取り消すべきだ。

処分庁の弁明は、根拠資料の提出がなかったのが、平成30年7月1日付で認定した〇〇〇〇円の返還金が発生した全ての原因だというものだが、認定を誤った原因は処分庁に全てある。

一方、平成30年7月から11月にかけて生じた過支給金〇〇〇〇円は、ア 平成30年7月1日付の認定で生じた返還金〇〇〇〇円が返還されたのが前提で支給されたもので、実際には返還されていなかったもので、支給した時に、処分庁に債務がなかった。また、〇〇〇〇発言にあるように、処分庁に債務がないのを知っていた。

よって、民法第705条の「債務の不存在を知ってした弁済」にあたり、返還を請求できない。

イ 平成30年10月23日に〇〇〇〇市役所で、処分庁の〇〇〇〇と〇〇〇〇は、〇〇〇〇円のうち〇〇〇〇円が過支給になると知っていて、〇〇〇〇円の受け取りを私に強要したが、私は過支給になるからと拒否し受取らなかった。同年11月16日に、通知もなく勝手に私の銀行口座に同額〇〇〇〇円を振り込んできた。私は受け取る義務のない金の受け取りを強要された（刑法第223条強要罪、既遂）。同年11月27日に通知が送付されてきたが、虚偽の記載があった（刑法156条虚偽公文書作成罪）。また、過支給を知っていて支給したことは、生活保護法第8条に違反している。

これらのことから、民法第708条の「不法原因給付」にあたり、返還を請求できない。

- (3) 処分庁による平成30年7月1日付の〇〇〇〇円の収入認定は、生活保護法第1条に反している。また、民法708条の不法原因給付にあたり、返還を請求できない。したがって、私にはこの債務はないことになる。

平成30年10月23日および11月16日の時点で、私には債務がなく、また、生活保護金も滞りなく給付されており、生活保護法第63条における急迫の場合等の生活状況ではなかった。福祉事務所からの〇〇〇〇円の追給の必要はなかった。

また、平成30年10月23日に〇〇〇〇、〇〇〇〇が、〇〇〇〇円の受け取りを

強要した時、〇〇〇〇等の発言から、〇〇〇〇円のうちの〇〇〇〇円においては、処分庁に債務がないのを知っていた。債務がないのを知っていて、支給しようとしたのは明白で、過払いになるのを認識していたのであり、間違っただけで追給しようとしたのではない。さらに、11月16日に〇〇〇〇円の、私の銀行口座への入金に至る過程で虚偽公文書の作成があった。また、かつてに入金されたことにより、強要罪も既遂となった。

よって、これらにより、生活保護法第63条での返還請求はできない。生活保護法にない場合は、民法および刑法等で判断されねばならない。

そうでなければ、処分庁は民法および刑法等に反する犯罪行為を際限なく行うことができる。福祉事務所に治外法権はない。

2 審査請求人から審査会に提出された主張書面の要旨

(1) 返還の理由について

私が審査請求で提出した令和元年12月6日付の返還決定通知書の返還の理由と、処分庁が審査庁に提出した弁明書4頁の5本件処分の内容および理由(2)アの理由の内容が異なっている。

令和元年12月6日付の返還通知書に記載された返還の理由は平成30年7月分の収入申告書で認定されたもので、7月分の保護金が全額支給されていた為に生じた過支給であるのに対して、処分庁が弁明書で主張した返還の理由は、この7月に生じた過支給のあと、8月以降に認定替えや追給等があった後生じた過支給である。

行政手続法14条1項にあるように、不利益処分の際に理由が示されない場合があるので弁明にその理由を書かなければならない。

そして弁明で書かれる理由は、12月6日付の処分の返還の理由と同じでなければならない。理由の変更はできない。

処分の理由の過支給は、処分庁が平成30年7月に年金の各期支払い分として〇〇〇〇円を収入認定して生じたものだが、そもそも日本年金機構から年金の各期支払い分として〇〇〇〇円を支給されてはいない。日本年金機構から支給された〇〇〇〇円は年金の遡及分として支給されたもので、すでに別途返還済みです。各期支払い分としては、全く支給されていないのだから資力もありません。

(2) 処分庁が弁明書で新たに主張している過支給について

ア 過支給は存在しない

審理員意見書に「7月分の保護費の支給額は〇〇〇〇円の過支給となっている【計算式：〇〇〇〇円】」を記載されているが、これは間違いである。

保護決定(変更)通知書において最終的に決定された7月分の支給額は〇〇〇〇円であるが、その中に〇〇〇〇円の返納が含まれている。(平成30年7月23日付保護決定(変更)通知書)。

〇〇〇〇円に至る計算式：〇〇〇〇円。この〇〇〇〇円は、私の7月分の年金収入を各期支払分として誤って認定したものである。この7月分の年金収入〇〇〇〇円は別途〇〇〇〇第〇〇〇〇号平成30年9月7日生活保護法第63条返還金による返還金決定通知書によって、平成31年3月15日に返還(返納)済みである。したがって、処分庁が審査請求人に支給した7月分の保護費は計算式：〇〇〇〇円となり、7月分の過支給額は、計算式：〇〇〇〇円となります。これに8月分の保護費の過支給額〇〇〇〇円と11月の過支給額〇〇〇〇円を計算すると、〔計算式：〇〇〇〇円〕となり、保護決定(変更)通知書において最終的に決定された額と支給した額の差はなく過支給はないといえる。

1回の年金収入〇〇〇〇円の過支給としての二重の返還請求は生活保護法に違反となる。

イ 過支給ではなくその他生活一時扶助である。

平成30年9月初旬には、処分庁は全容を把握していて、そのうえで11月16日に〇〇〇〇円を追給したのである。処分庁が〇〇〇〇円のうち〇〇〇〇円が過支給となると分かっていることは社会通念上ありえないことで、これは過支給ではなくその他一時生活扶助として支給したのである。

保護決定調書〇〇〇〇 30.11.6の扶助額決定欄には

	最低生活費	扶助額	一時扶助内訳	生活
一時	〇〇〇〇	〇〇〇〇		〇〇〇〇
	送金先	〇〇〇〇	〇〇〇〇	

となっている。

また、生活保護金品支給台帳支給年月日自平成30年4月1日至令和元年12月5日には、

支給年月	支給年月日	生活扶助	備考
平成30年11月	平成30年11月16日	〇〇〇〇	その他一時生活扶助

と記載されている。

これは、〇〇〇〇円のうち、〇〇〇〇円が生活扶助で、〇〇〇〇円がその他一時生活扶助ということである。

保護決定(変更)通知書 平成30年8月22日の2通には

7月分支給・追給	生活扶助	〇〇〇〇
8月分支給・追給	生活扶助	〇〇〇〇

となっていて、平成30年10月23日に市役で、私に現金で〇〇〇〇円を支給しようとした時は、生活扶助としてだった。私が過支給になると受け取りを拒否したので、無理な戻入を行い、その時に生活扶助から、その他一時生活扶助に変更したと思われる。

保護決定(変更)通知書 平成30年11月6日2通には

	一時扶助	一時扶助
11月支給・追給額	〇〇〇〇	〇〇〇〇

となっている。また7月に日本年金機構から支給された〇〇〇〇円が別途、生活保護法63条による返還となっていることから、平成30年11月16日に支給された〇〇〇〇円のうち〇〇〇〇円は一時扶助の中の生活扶助として支給されたもので、過支給にはあたらない。一時生活扶助として保護の決定がされて支給されたのだから返還はできない。

3 処分庁の主張

- (1) 審査請求人が処分庁に平成30年7月3日から8月17日に収入申告書を提出していたが、根拠書類の提出がなかったため、収入申告書の記載にて支給額を決定した。

その後、市が行った関係機関調査の回答により、年金支給月等が正しく確認でき審査請求人に対する保護金が過支給となり、生活保護法第63条に基づき返還金を決定したものである。

- (2) 処分時における生活保護法第63条に係る国通知に関する検討内容およびその結果については、今回の処分については審査請求人が「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた」事によるものではないため、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の「1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて」を参考にして処理しています。

この中で「(1) 返還対象額について」は、「控除して差し支えない」に記されている例に該当しないため、「自立更生」に当たるものとする控除はしていません。

なお、「別添1 要返還額の認定について」は使用せず、本件処分に係る返還金徴収金検討調書及び過払金算定表により返還金額の算定を行っています。これは、今回の処分に限らず、これまでの処分においても同様です。

- (3) 平成30年11月6日に追加支給額として準備した現金(〇〇〇〇円)を戻した段階で、追加支給が必要な額(〇〇〇〇円)が判明していたにもかかわらず、戻した額と同額(〇〇〇〇円)を追給した理由は、戻入・追給した〇〇〇〇円(〇〇〇〇)は、既に保護決定したものであり、返還金(〇〇〇〇円)とは別に支給すべきと判断したためである。

- (4) 行政手続法(平成5年法律第88号)第14条第1項に「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」とあり、今回の処分においては令和元年12月10日に審査請求人に対して、令和元年12月6日付け生活保護法第63条返還金による返還金決定通知書を手渡し、返還を求める理由については、通知文に示しています。

これにより審査請求人が今回の審査請求を行っている事から、令和元年12

月 10 日に行った審査請求人に対する不利益処分の説明には問題はなかったと考えています。

第 5 審理員意見書の要旨

1 意見の趣旨

本件審査請求は、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 処分の実体的な適法性について

ア 法第63条に規定する「資力」の有無について

法第63条は「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」の返還を認めるものである。決定された保護費より多くの保護費の支給を受けている場合、過支給となった部分については、「資力」があったものといえる。

本件では、7月分の保護費は、最終的には「第2事案の概要」19のとおり〇〇〇〇円と決定されている。これに対して、7月分の保護費の審査請求人への現実の支給は、「第2事案の概要」6のとおり7月5日に〇〇〇〇円が支給され、「第2事案の概要」19および23のとおり10月5日に〇〇〇〇円が追給されている。その結果、7月分の保護費の支給額は〇〇〇〇円の過支給となっている【計算式：〇〇〇〇円】。

また、8月分の保護費は、最終的には「第2事案の概要」14のとおり〇〇〇〇円と決定されている。これに対して、8月分の保護費の審査請求人への現実の支給は、「第2事案の概要」11のとおり8月3日に〇〇〇〇円が支給されている。その結果、8月分の保護費の支給額は〇〇〇〇円の過少支給となっている【計算式：〇〇〇〇円】。

さらに、11月分の保護費は、最終的には「第2事案の概要」24のとおり〇〇〇〇円と決定されている。これに対して、11月分の保護費の審査請求人への現実の支給は、「第2事案の概要」26のとおり11月5日に〇〇〇〇円が支給され、「第2事案の概要」28のとおり11月16日に〇〇〇〇円が追給されている。その結果、11月分の保護費の支給額は〇〇〇〇円の過支給となっている【計算式：〇〇〇〇円】。

なお、9月分および10月分の保護費については、「第2事案の概要」14、16、17および23のとおり、当初の決定どおりの支給がされている。

以上からすると、7月、8月および11月分の保護の変更決定による保護費の合計額と現実に支給された保護費の額とを比較すると、保護費の決定額よりも

支給された保護費の額の方が〇〇〇〇円多く【計算式：〇〇〇〇円】、合計〇〇〇〇円が過支給の状態になっている。

したがって、審査請求人には、〇〇〇〇円の「資力」が生じていることが認められる。

イ 法第63条により返還を求める額の決定における裁量権行使の当否について
法第63条は、同条の要件を満たすことを前提として、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」として、その額を明示しておらず、返還額の決定については保護の実施機関の裁量に委ねられている。

処分庁に裁量権が認められる場合であっても、その返還額に係る判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、または判断の基礎となる事実を欠くなどして、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱またはこれを濫用したと認められる場合には、当該裁量権の行使は違法となりうるため検討する。

この点、裁量権の行使にあたって考慮すべき厚生労働省からの技術的助言である取扱通知1(1)も「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、原則としての全額返還を定めており、一定の額の控除については、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」に限り例外的に定めているに留まっている。また、処分時の審査請求人の世帯は、隔月に一定額の年金収入を受け取る高齢単身者世帯であり自立に向けた費用支出の余地が少ない世帯であり、ケース記録上もこれらの費用支出があったことは認められない。

以上の事情を考慮すれば本件処分における過支給額の全額返還の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠いていたとはいえず、裁量権の逸脱があったと認めることはできない。

したがって、裁量権の行使に違法があったとは認められない。

ウ 小括

以上のとおり、本件処分において法第63条に基づき、過支給分の全額の返還、また、返還を求める額の決定にあっても裁量権の逸脱があったとは認められないのであるから、本件処分は、実体法上適法なものであったといえる。

(2) 処分の手続的な適法性について

本件処分は、審査請求人に保護費の返還を求める不利益処分であり、行政手続法第14条第1項本文に定める理由の提示がされているかを検討する必要がある。

この点、行政手続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名あて人に示さなければならないとしているのは、名あて人に直接に義務を課しまたはその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁

の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものである。どの程度の理由を提示すべきかは、上記の趣旨に照らして、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否および内容ならびに公表の有無、当該処分の性質および内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。

本件処分通知には、「生活保護法第63条返還金による返還金決定通知書」との題名の下、「平成30年7月分収入申告額の根拠資料の提出を主に求めたが、提出がなかったため申告額で認定した結果、過支給が生じたため」との理由が記載されている。

本件処分は、最低生活費の中で生活をする被保護者である審査請求人に保護費の返還を求める不利益処分であり理由の提示に関し一定の配慮が必要であるものの、金銭の返還そのものは可逆的な性質のものであり、返還を求める金額も多額とまではいえない。

また、本件処分の根拠条文となる法第63条の定める要件は複雑とはいえない。

さらに、過支給の原因となった平成30年7月20日付け収入申告書は、審査請求人自身が記入し処分庁に提出したもので、同申告書の内容は審査請求人にとって既知の事実である。また、各月の支給額についても保護決定（変更）通知によって審査請求人に知らされている。

以上の事情を考慮すれば、本件処分に、行政手続法第14条第1項本文が求める理由の記載の不備があるとは認められない。

(3) 審査請求人の主張についての検討

ア 審査請求人は、「〇〇〇〇円は返還済みであり、残る過支給額は、企業年金の〇〇〇〇円であります。返還決定通知書にある〇〇〇〇円ではありません。」と主張する。

たしかに、「第2事案の概要」20のとおり平成30年9月7日付けで、〇〇〇〇円の返還を求める法第63条に基づく生活保護費返還決定がされており、審査請求人は、「第2事案の概要」29のとおり〇〇〇〇円の返還をしている。

しかしながら、審査請求人は、上記(1)アのとおり経過で生じた過支給額〇〇〇〇円とは別に、老齢基礎・厚生年金の遡及支給分として7月に〇〇〇〇円を受領している。処分庁による「第2事案の概要」20の〇〇〇〇円的生活保護費返還決定は、この老齢基礎・厚生年金の遡及支給分の返還を求めたものであり、審査請求人による「第2事案の概要」29の〇〇〇〇円の返還は、この「第2事案の概要」20の生活保護費返還決定に対するものである。

審査請求人の〇〇〇〇円は返還済みである旨の主張は、上記(1)アのとおり経過で生じた過支給額の返還と老齢基礎・厚生年金の遡及支給分の返還とを混同したものと考えられる。

したがって、〇〇〇〇円は返還済みである旨の審査請求人の主張は採用で

きない。

イ また、審査請求人は、「企業年金〇〇〇〇円の資力発生日は、平成30年7月2日であり、基礎年金〇〇〇〇円は、平成30年7月13日」である旨主張する。

この点、遡及支給される年金についての資力の発生時点は、「年金受給権発生日」と考えられるところ（取扱通知1(2)(ウ)）、「第2事案の概要」2および3のとおり、企業年金の遡及支給分については平成25年4月が支払開始年月とされ、老齢基礎・厚生年金については平成29年8月1日が受給権発生年月日とされており、各年金の遡及支給分の資力の発生時点はこれらの各時点である。

したがって、「企業年金〇〇〇〇円の資力発生日は、平成30年7月2日であり、基礎年金〇〇〇〇円は、平成30年7月13日」である旨の審査請求人の主張は採用できない。

ウ さらに、平成30年7月1日付けで認定した〇〇〇〇円の返還金が発生したのは審査請求人から根拠資料の提出がなかったのが原因である旨の処分庁の弁明に対し、審査請求人は、認定を誤った原因は処分庁に全てある旨の反論をする。

この点、生活保護費は必要即応の原則から生活困窮に直接に対応するための給付であり、生活困窮への対応に必要な費用かを主眼として判断されるべき性質のものと考えられる。処分庁の落ち度や被保護者の落ち度といった双方の過失的要素により受給しうる額が増減しうることは本来的に生活保護制度の予定しうるところではなく、法第63条により返還額を定めるにあたって特に重視すべき事情とまではいえない。

したがって、認定を誤った原因は処分庁に全てある旨の審査請求人の主張は採用できない。

エ さらに、審査請求人は、平成30年7月から11月にかけて生じた過支給金〇〇〇〇円は、平成30年7月1日付けの認定で生じた返還金〇〇〇〇円が返還されたのが前提で支給されたもので、実際には返還されていなかったもので、支給したときに処分庁に債務はなく、また、処分庁は債務がないのを知っていたのであるから、民法第705条により返還を請求できない旨主張する。

しかしながら、平成30年7月23日付け（保護の変更の時期は7月1日）の保護変更決定により生じた戻入金〇〇〇〇円は、その後の保護変更決定により生じた保護費の請求権と当然に相殺されるものとはいえない。その後に支給された各保護費については、その後の各保護変更決定により生じた保護費の支給義務に基づいて支払われたものであり、平成30年7月から11月にかけて処分庁から審査請求人に支払われていた保護費について債務がない状態で支払われたものとはいえない。

したがって、民法第705条により返還が認められない旨の審査請求人の主張

は採用できない。

オ さらに、審査請求人は受け取る義務のない金の受取りを強要されたことが刑法第223条に規定する強要罪にあたること、平成30年11月27日に通知が送付されてきた通知書には虚偽の記載があることが刑法第156条に規定する虚偽公文書作成罪にあたること、過支給を知っていて支給したことが生活保護法第8条に違反する等の各法令違反を主張の上、民法第708条の「不法原因給付」にあたり返還を請求できない旨の主張をする。

この点、民法第708条にいう「不法な原因」といえるためには、原因となる行為が強行法規に違反した不適法なものであるのみならず、さらにそれがその社会において要求される倫理・道徳を無視した醜悪なものであることを必要とする。

本件では、審査請求人に対して行われた保護費の支給が、処分庁における生活保護行政の一貫として行われたことは明らかであり、審査請求人の主張する各法令違反についてつぶさに検討するまでもなく、「不法な原因」による給付でないことは明らかである。

したがって、審査請求人に対してされた給付が「不法な原因」にあたり、民法第708条により返還が認められないとの審査請求人の主張は採用できない。

カ さらに、審査請求人は、生活保護金も滞りなく給付されており、生活保護法第63条における急迫の場合等の生活状況ではなかった旨主張する。

この点、法第63条は、本来受けるべきでなかった保護金品を受けたときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」とは、急迫の場合に限られるものではなく、調査不足のために資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等も含まれると解される。

本件では、確かに、審査請求人の主張するように、審査請求人において急迫の場合にあたるような事情は存在しなかったものの、上記(1)アのとおり経過で過支給となった保護費の返還を求めるものであり、法第63条の定める「急迫の場合等」の要件を欠くものとはいえない。

したがって、生活保護法第63条における急迫の場合等の生活状況ではなかった旨の審査請求人の主張は採用できない。

キ その他、審査請求人は縷々主張するものの、いずれも本件審査請求を認容すべき理由として採用することはできない。

(4) その他、本件処分に違法または不当な点は認められない。

3 よって、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 審査庁の裁決の考え方

審理員意見書のとおり、本件審査請求を棄却する。

第7 審査会の判断

1 審理員の審理手続について

本件審査請求については、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出について」の通知および「審理手続の終結等について」の通知などのおり審理員による審理手続は適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断理由について

本件処分の適法性について

(1) 生活保護法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」としている。

(2) 同条に基づいて被保護者が返還すべき金額については、生活保護法費の費用返還及び費用徴収決定の取り扱いについて(取扱通知)において「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること、ただし、全額を返還対象とすることによって当該保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」としており、過支給した保護費の全額を原則としつつ、その額を明示しておらず、返還額の決定については保護の実施機関の裁量に委ねられている。

また、同条にいう「急迫の場合等」の「等」とは、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等である」と解され、行政解釈・運用上、過払いの保護費についても同条に基づいて被保護者は返還義務を負うことになると考えられる。

(3) 本件処分についてみると、第5の2(1)アに示した審理員意見書の記述のとおり、平成30年7月分および8月分の生活扶助費について、複数回の決定がなされ、その結果、差額として〇〇〇〇円が生活扶助費の過支給となっている。審査請求人は一時生活扶助として支給されたものだと主張し、確かに平成30年11月6日付け保護の変更決定通知では一時扶助の欄に〇〇〇〇円との記述があるものの、これは「第2事案の概要」14、27、28で述べているとおり、生活扶助費としてそれぞれ追給することとした保護費を戻入し、再支給を行ったものであり、既決定分の保護費を支給するための処理であって、独立した一時生活扶助の決定がされたとする審査請求人の主張は根拠がない。

また、全額を返還対象とすることについても、審査請求人世帯の自立が著

しく阻害されると認められるとの審査請求人の主張はなく、そのような事情もケース記録上認められないことから、本件処分における過支給額の全額返還の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠いているとはいえず、裁量権の逸脱も認められない。

(4) したがって、本件処分において、法第 63 条に基づき過支給分の全額の返還を認めたことは妥当である。また、本件処分における理由の記載について手続的瑕疵があるとは認められない。

(5) その他、審査請求人は民法 708 条の「不法原因給付」にあたり返還を請求できない旨の主張など種々の主張を行うが、いずれも理由がない。

3 付言

処分庁は、令和元年 5 月 13 日付けの法第 63 条に基づく返還決定と令和元年 12 月 6 日付けの本件処分を行っており、同一の返還対象について理由を異にする 2 つの通知を行っているが、このような通知は二重に義務が課されている外観を有していることから、5 月 13 日付けの処分を取り消さないままに 12 月 6 日付けの本件処分を行っていることは不適切であると考えます。

4 結論

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第 8 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和 2 年 6 月 29 日	・ 審査庁から諮問を受けた。
令和 2 年 10 月 13 日	・ 審査請求人から主張書面の提出を受けた。
令和 2 年 11 月 9 日 (第 20 回第二部会)	・ 審査会事務局から事案の説明を受けた。
令和 3 年 1 月 18 日 (第 21 回第二部会)	・ 審査庁から処分庁の決定について口頭説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
令和 3 年 3 月 17 日 (第 22 回第二部会)	・ 答申案について審議を行った。
令和 3 年 5 月 21 日 (第 23 回第二部会)	・ 答申案について審議を行った。

滋賀県行政不服審査会第二部会

委員（部会長） 羽 座 岡 広 宣

委員 辻 惠 子

須藤陽子は、令和3年5月31日任期満了に伴い退任